令和８（2026）年度栃木県経済交流ミッション（ベトナム）
参加案内書

申込締切：令和８（2026）年８月 10 日（金）

１　実施概要

（１）日程
令和８（2026）年 10 月 30 日（金）～11 月４日（水）

（２）場所
ベトナム社会主義共和国　ハノイ市及びダナン市
※　現地集合・現地解散（10 月 30 日（金）までに各自で現地入り）

（３）定員
最大 15 名

（４）募集締切
令和８（2026）年８月 14 日（金）

（５）使用言語
日本語・ベトナム語
※　ベトナム語通訳者を県にて手配予定

（６）費用
３ページ参照

（７）運営会社
株式会社 JTB 宇都宮支店

（８）後援
日本貿易振興機構（ジェトロ）栃木貿易情報センター

（９）申込方法
以下のいずれかの方法により、お申込ください。
①　別紙「参加申込書」に必要事項を記載し、以下のメールアドレスに送付。
（送付先）
栃木県産業労働観光部国際経済課　地域外交担当　宛
E-mail：chiikigaikou@pref.tochigi.lg.jp
②　以下の QR コードを読み込み、必要事項を回答。

※　同一社・団体より複数名での参加を希望する場合には、お手数ですがお一人ずつお申込ください。

（10）参加条件
栃木県内に本社又は事業所を有する企業・団体であること。

（11）備考
・出入国に必要な手配・手続き等は参加者自身で対応してください。
・原則として全ての行程への参加をお願いいたします。ただし、自己負担・自己手配による一時的な行程からの離脱や、現地での滞在延長は可能です。
・応募状況により、１社当たりの参加人数を制限することがあります。
・応募人数が最少催行人数に満たない場合、事業を中止とする可能性があります。事業の実施を事務局に確認してから航空券や宿泊ホテル等の手配を進めてください。

２　参加のメリット

➢ ベトナムの最新ビジネス情報の入手
➢ ベトナム政府機関とのネットワーキング
➢ 日本とのビジネスや提携に関心がある現地企業、高等教育機関等との意見交換を通したネットワーク構築

３　プログラム概要

月　日		内　容		宿泊地
10/30（金）	AM	羽田又は成田　発		
	PM	ハノイ	ハノイ（ノイバイ国際空港）着 とちぎベトナムサポートハブ視察 ハノイ工科大学日本語講座視察	ハノイ泊
10/31（土）	AM	ハノイ	ハノイ工科大学企業説明会視察	
	PM		ハノイ工科大学意見交換会、現地企業等視察 ハノイ栃木県人会との情報交換会	ハノイ泊
11/１（日）	AM	ダナン	ハノイ（ノイバイ国際空港）発 ダナン（ダナン国際空港）着	
	PM		現地企業等視察 ベトナム栃木法人会との情報交換会	ダナン泊
11/２（月）	AM		現地中央政府関係機関訪問	
	PM		現地経済団体・企業等訪問	ダナン泊
11/３（火）	AM		現地地方政府関係機関訪問	
	PM		現地企業等訪問 ダナン（ダナン国際空港）発	機中泊
11/４（水）	AM	羽田又は成田　着		

※　具体的な視察先や内容は、参加者決定後、参加者にヒアリングを行い決定します。ヒアリング時期は別途御連絡します。
※　現地集合・現地解散とし、プログラム間の移動手段は栃木県が手配いたします。

４　参加費について

無料
※　出発地から現地までの往復移動手段（航空券等）、飲食代、宿泊代は参加者御自身で手配・御負担いただきます。
（費用目安：26 万円程度）
内訳：航空券：13 万円程度、宿泊：２万円/泊、飲食費：１万円/日
※　栃木県は次の費用を負担します。
　現地集合場所から訪問先への専用車両による移動費用、通訳費用、その他本プログラムに係る費用で栃木県が必要と判断したもの。
※　昼食代金の支払いのため、現地通貨を事前に現金で御用意ください。昼食は運営会社にて全員分をまとめて注文し、費用を均等に割り、現金で頂戴することがあります。その場合、領収書は発行できませんので御了承ください。必要となる金額は渡航前にお知らせいたします。

５　注意事項

本事業御参加にあたっては、以下の注意事項を必ずお読みください。

（１）本ミッションは現地集合・現地解散型です。集合場所までの往復の移動手段（航空券等）、宿泊代等の費用は自己負担となります。御希望の場合、航空券、ホテル、Wifi 機器等の手配を運営会社が承ります。

手配・支払いに関するトラブル等について栃木県は一切の責任を負いかねますので、予め御了承ください。

（２）御応募が最低催行人数に満たない場合、事業を中止とする可能性があります。必ず事業の催行を確認してから、航空券や宿泊ホテルの手配をお願いします。

（３）申込時に提供いただく参加者情報を運営会社及び訪問先に提供する場合がありますので予め御了承ください。

（４）ミッション派遣後に本事業の視察先関係者と連絡を行う場合は、事前に書面又はメール等を通じて、県から承諾を得るようにしてください。

（５）本事業の実施中、メディアの取材が入る可能性があります。

（６）本事業の成果把握などのために栃木県が実施するアンケート等に御協力ください。

（７）本事業の結果について、公表させていただく場合があります。

（８）海外では、日本と比較して治療費・入院費が大変高額となる場合があります。医療費を全額補償し、かつ、キャッシュレスで医療機関に受診することのできる海外旅行傷害保険への加入を強くお勧めします。なお、クレジットカードなどに付帯されている海外旅行傷害保険のみでは、契約内容により、全額は補償されない恐れがありますので御注意ください。

６　免責事項

（１）現地情勢等の変化など、諸般の事情に鑑み、栃木県の判断により中止又は延期となる場合や、天災地変、戦乱、暴動、現地の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の栃木県及び運営会社の関与し得ない事由により、中止又は延期となる可能性があります。

（２）本事業が中止又は延期となった場合、参加者の責めに帰することのできない事由により参加できなくなった場合においても、一切の損害については、栃木県及び運営会社はこれを負担しません。

（３）本ミッション参加中に体調不良となった場合、情報提供に関して、栃木県及び運営会社は最大限のサポートを行いますが、現地での疾病の罹患のリスク等に伴う滞在期間延長またはその他の不測の事態に伴う費用・損失などに関しては栃木県及び運営会社では一切補償しません。

（４）栃木県及び運営会社は、本事業期間中に発生した参加者に係る携行品盗難・携行品損害、疾病治療費用等について一切負担しません。

（５）その他、次に掲げる事由に起因する損害については、栃木県及び運営会社は責任を負わないものとします。参加者は、下記リスクを自己の責任において管理するものとし、必要に応じて自己の判断で保険等の対策を講じてください。

・業務内容に含まれない範囲で発生したもの
・参加者の故意又は過失によるもの
・第三者の行為によるもの

７　キャンセルについて

（１）行程作成の都合上、参加決定の通知後のキャンセルは原則として受け付けておりません。

（２）真にやむを得ない事情でキャンセルする場合には、文書にて辞退届を作成し、速やかに栃木県産業労働観光部国際経済課まで御提出ください。

８　お問合せ先

栃木県産業労働観光部国際経済課　地域外交担当　西本
E-mail：chiikigaikou@pref.tochigi.lg.jp